

○牧之原市工事格付公募型一般競争入札取扱要領

平成20年 3 月31日

告示第43号

改正 平成21年 4 月 1 日告示第163号

平成23年 4 月 1 日告示第34号

平成26年 3 月 4 日告示第16号

平成28年 9 月30日告示第154号

令和 3 年 3 月31日告示第63号

令和 4 年 2 月 1 日告示第 6 号

令和 7 年 4 月 1 日告示第105号

令和 8 年 6 月30日告示第123号

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市が発注する建設工事において、工事格付公募型一般競争入札実施要綱（平成20年牧之原市告示第42号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する工事格付公募型一般競争入札の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(工事格付公募型一般競争入札に参加する者に必要な条件)

第2条 工事格付公募型一般競争入札に参加しようとする者は、実施要綱第6条に規定する条件を満たすほか、次の各号の掲げる条件のすべてを満たした者（以下「入札参加可能業者」という。）でなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づく入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）。
- (2) 有資格者のうち、市内業者として認定を受けている者。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 市内業者とは、市内に本店を有している業者をいう。

(対象工事)

第3条 工事格付公募型一般競争入札の対象となる建設工事は、次の各号の工事の種類（以下「工種」という。）において、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む額）が5千万円未満、200万円以上のものを対象とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 解体工事
- (6) 舗装工事
- (7) 水道施設工事

2 前項において各工種に係る入札参加可能業者数が5者未満の場合は、工事格付公募型一般競争入札の対象工事とすることができないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(発注区分)

第4条 工事格付公募型一般競争入札の発注は、発注区分表（別表）に基づいて行うものとする。

(入札の公告)

第5条 入札の公告（以下「公告」という。）は、実施要綱第5条に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 公告は、公告担当課が、入札公告（様式第1号）にて行うものとする。
- (2) 公告は、毎月第1火曜日の午後4時までに行う。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (3) 公告を行う場所等は、牧之原市役所榛原庁舎及び相良庁舎前の掲示場及び牧之原市ホームページとする。

2 前項に定める公告を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に該当するときは、その祝日の翌日までに公告を行うものとする。

（設計図書等の縦覧等）

第6条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は、管理検査課が行うものとし、入札公告（様式第1号）に縦覧場所を明記するものとする。

2 設計図書等の配布は、入札公告（様式第1号）に定める方法により行うものとする。

3 設計図書等の内容についての質問は、入札公告（様式第1号）に定める方法により受け付けるものとする。

（入札参加申請）

第7条 入札参加希望者は、次の各号に基づき申請を行うものとする。

- (1) 入札参加希望者は入札参加申請期限までに、工事格付公募型一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）により、公告1件ごとに申請しなければならない。
- (2) 申請方法は、管理検査課に、FAXにより申請する。ただし、システムを利用して執行する案件（以下「電子入札案件」という。）についてはシステムにより申請する。
- (3) 前号の場合において、FAX機器の故障などにより申請期日までに申請ができない場合は、申請期日までに管理検査課に電話等により連絡をし、必要な指示を受けなければならない。
- (4) 申請期日までに申請をしない場合は、原則として入札に参加できないものとする。

（入札参加資格の審査等）

第8条 入札参加資格の審査は、管理検査課が、次の各号により行うものとする。

- (1) 審査は、入札日の1週間前までに行い、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていることを確認を受けた者を入札参加資格者とする。
- (2) 審査の結果は、提出された入札参加申請書に記入し、入札日の1週間前までにFAXにより通知するものとする。ただし、電子入札案件については、システムにより前項の確認結果を申請者に通知するものとする。
- (3) 現場代理人及び主任技術者の適正な配置ができない等、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていないと判断した場合は、入札参加申請を却下できるものとする。入札参加申請の却下は、前号の方法により

通知するものとする。

- 2 管理検査課は、入札参加申請の審査の結果をFAX又はシステムにより通知できない場合は、電話等により通知を行うものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、行わないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 現場説明会を行うこととなった場合において、発注担当課は次の各号に配慮して行うものとする。

(1) 入札参加資格者が互いに対面することのないように個別に行うこと。

(2) 現場説明において、他の入札参加資格者の名称及び業者数等を漏らし
てはならない。

(入札参加資格者基準数)

第10条 工事格付公募型一般競争入札の実施に要する入札参加資格者の基準数は、1者以上とする。

(入札の執行)

第11条 入札の執行前に、当該入札に参加しようとする者が、入札参加資格者であることの確認を行う。ただし、電子入札案件についてはこの限りでない。

- 2 前項の確認は、次の各号により行うものとする。

(1) 代表者の場合は、身分証明書

(2) 代理人の場合は、委任状及び身分証明書

- 3 指定した入札の時刻に遅れた場合は、棄権とみなすものとする。

(入札の延期)

第12条 次の各号に該当した場合は、当該工事に係る入札執行を延期することができるものとする。

(1) 設計図書等の内容に不備又は誤りがあった場合

(2) 談合情報等の不正行為の疑いがある情報を入手した場合

(3) その他、市長が必要と認める場合

- 2 入札の延期は、管理検査課より入札参加資格者に様式第3号をもって通知するものとする。

(入札の中止)

第13条 次の各号に該当した場合は、当該工事に係る入札執行を中止するものとする。

(1) 入札参加資格者数が、第10条に定める入札参加資格者基準数に満たない場合

(2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、入札を執行するのが適当でないと判断される場合

(3) その他、市長が必要と認める場合

- 2 入札の中止は、管理検査課より入札参加資格者に様式第4号をもって通知するものとする。

- 3 第1項第1号に該当する工事については、入札方法を指名競争入札に変更するものとする。この場合、変更前の工事格付公募型一般競争入札における格付上位業者を指名するものとする。ただし、格付上位業者がいない場合

は、制限付き一般競争入札に変更することできるものとする。

(入札の不調の対応)

第14条 工事格付公募型一般競争入札において不調となった場合は、後日、格付上位業者又は市外業者を加え指名競争入札を行う。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日告示第163号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月4日告示第16号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月30日告示第154号)

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第63号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月1日告示第6号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第105号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月30日告示第123号)

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

発注区分表

1 等級格付け基準

土木一式工事及び建築一式工事は、建設工事競争入札参加者の格付及び指名業者数基準の等級の格付基準を適用する。

2 発注基準金額

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	解体工事	舗装工事	水道施設工事
A	700万円以上5,000万円未満	3,000万円以上5,000万円未満	500万円以上5,000万円未満	1,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	300万円以上5,000万円未満	200万円以上5,000万円未満
B	500万円以上5,000万円未満	700万円以上5,000万円未満	300万円以上2,000万円未満	500万円以上3,000万円未満	200万円以上2,000万円未満		
C	200万円以上1,000万円未満	200万円以上3,000万円未満	200万円以上500万円未満	200万円以上500万円未満		200万円以上300万円未満	
D	200万円以上500万円未満						

◆水道施設工事

格付区分なしで行う。

また入札参加資格は、土木一式工事、水道施設工事、管工事の許可及び給
水装置工事主任技術者を有し、牧之原市水道事業指定給水装置工事事業者証
を交付されている者とする。

(表)

様式第1号(第5条関係)
牧之原市公告第 号

入 札 公 告
(工事格付公募型一般競争入札)

年 月 日

下記のとおり工事格付公募型一般競争入札を行うので、牧之原市の契約に関する規則(平成17年規則第34号)第6条の規定に基づき公告する。

牧之原市長

記

1	入 札 番 号	
2	工 事 名	
3	工事場所・予定工期	
4	工 事 概 要	
5	入札(開札)日時・場所	
6	入札書提出期間 (電子入札案件のみ)	
7	設計図書等縦覧場所	
8	設計書に関する問合せ先	
9	設計図書等の配布	
10	入札に参加する者に必要な資格	
11	入 札 条 件 等	
12	入 札 参 加 申 請 先	
13	申 請 書 提 出 期 限	
14	留 意 事 項	

(裏)

15	備 考	
----	-----	--

様式第2号(第7条関係)

牧之原市工事格付公募型一般競争入札参加申請書

年 月 日

牧之原市長

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(電子入札によるものにあつては押印省略可)



業者格付区分	ランク
担当者名	
T E L	—
F A X	—

下記工事について、入札条件に従い入札参加いたします。

記

1 件 名	入札番号		工 事 名	
2 参加条件	業 種		発注格付区分	ランク
3 配置予定現場代理人及び主任技術者(監理技術者)				
現場代理人 主任技術者 又は 監理技術者	氏 名			
	氏 名			
	当該工事に対応する 国家資格等の名称			

<注意事項>

- (1) 申込締切日時までに申請書が提出されない場合は、この入札には参加できません。
- (2) 入札参加条件が満たされていない場合、又は申請内容に著しい不備があり参加しようとする工事が特定できない場合等は申請を却下しますので、入札公告をよく読んだ上注意して記入してください。
- (3) 主任技術者又は監理技術者について、現場代理人と兼ねる場合は「兼ねる」と記入してください。
- (4) 入札参加申請審査結果通知が入札の1週間前までに届かなかった場合は管理検査課まで連絡ください。

入 札 参 加 申 請 審 査 結 果 通 知

☐参加することを確認しました。

☐申請を却下します。
理由

受付(参加確認)印

入札執行課： 管理検査課(確認者)
※紙入札案件では、本入札参加申請審査結果通知書を入札当日に持参してください。
※入札時には工事費内訳書を必ず提出してください。
※設計図書等は、入札公告に定める場所にて配布します。

様式第3号(第12条関係)

牧 第 号
年 月 日

入札参加者各位

牧之原市長

入札執行の延期について(通知)

このことについて、下記の工事の入札は延期いたします。

(理由)

今後の入札日程については、決定次第入札通知書により通知します。

記

1 入札番号

2 工 事 名

3 問い合わせ先	入札執行課	課	TEL	〇〇—〇〇〇〇
	発注担当課	課	TEL	〇〇—〇〇〇〇

様式第4号(第13条関係)

牧 第 号
年 月 日

入札参加者各位

牧之原市長

入札執行の中止について(通知)

このことについて、下記の工事の入札は中止いたします。

(理由)

後日、貴社を含め、基準を満たす業者を指名し、指名競争入札を行いますので、ご承知
下さい。

指名競争入札の日程については、入札通知書により通知します。

記

1 入札番号

2 工 事 名

3 問い合わせ先	入札執行課	課	TEL	〇〇—〇〇〇〇
	発注担当課	課	TEL	〇〇—〇〇〇〇

